



古今著聞集

全

(岡山製本)

大正三年九月廿五日印刷
大正三年九月廿八日發行

有朋堂文庫
古今著聞集
(非賣品)

編輯兼
發行者

三浦理

東京市神田區錦町一丁目十九番地

印刷者

平井登

東京市本所區番場町四番地

印刷所

凸版印刷株式會社分工場

東京市本所區番場町四番地

發行所

有朋堂書店

東京市神田區錦町一丁目十九番地

不許複製

緒言

古今著聞集二十卷は橘成季の撰著に係る。其序に橘南袁と記せるは、蓋し名の訓南理須袁の上下二字を取りたる匿名なるべし。成季の傳記は未だ世に詳ならず、只其自序に「而琵琶者賢師之所傳也、儻辨六律六呂之調、圖畫者、愚性之所好也」といひ、又「于時建長六年應鐘中旬」と記せるに見て、後深草天皇時代に世に在りし多能の士たりしを知るのみ。

本書、類を分つこと三十、跋に自ら謂へるが如く、宇治大納言の物語、江談抄等の跡を繼ぎて、世に遺れる各種の物語を輯録せるもの、文辭概ね暢達にして古僻の所少なしと雖も、前後文致の甚しく趣を異にせるもの尠なからず、其十訓抄等と全然同一の文章なるすらあるに徴するも、必ずしも悉く成季自身の作述する所にあらずして、諸家の記録を、見るに隨つて録寫せるものも有るべく、又後人の増補を加へたる節も無きを保し難しといふべし。

今本文庫に收むるに當りては、流布本を基として二三の寫本、校本を參看校讐し、其同異の

甚しきものは一本として之を鰐頭に摘録し、他の本文庫本の例に従ひて、假名遣を一定し、漢字を宛て、宛字の甚しく妥當を缺くものを改め、會話に鈎識を施し、話の筋に依りて多少段絡を改訂したる外、語格文法事實等一も私意を以て改竄したるものなし。

本書の語句には、當時の俗語と覺しく、殆んど語義の知り難きものも間々これ有り、文脈の通じ難き節も亦尠からず。蓋し傳寫の際魯魚相誤るの致す所も多かるべきか。而して本書は古來研究の世に公にせられたるもの殆んどこれ無く、今本書に於て施したる頭註の如き、元より僅かに讀者の理解に便ぜんとしたるものに過ぎず、而も曲解と不備と或はこれ有らん事を惧る。切に讀者の寛恕を乞ふ所也。

本書の校訂校正は主として外島劉氏を煩はしたり。記して謝意を表す。

大正三年九月

校訂者 塚本哲三

古今著聞集目錄

序		一
卷第一		三
神祇 第一		三
卷第二		三〇
釋教 第二		三〇
卷第三		八〇
政道忠臣 第三		八〇
公事 第四		九〇
卷第四		一〇〇
政道忠臣 五		一〇〇
卷第五		一二四
和歌 第六		一二四

卷第六		一九四
管絃歌舞 第七		一九四
卷第七		二二九
能書 第八		二二九
術道 第九		二四九
卷第八		二五四
孝行恩愛 第十		二五四
好色 第十一		二六四
卷第九		二八七
武勇 第十二		二八七
弓箭 第十三		三〇一
卷第十		三〇九
馬藝 第十四		三〇九
相撲強力 第十五		三二三
卷第十一		三四〇

畫圖 第十六

三四〇

蹴鞠 第十七

三六一

卷第十二

博奕 第十八

博奕 第十八

三七二

偷盜 第十九

三八二

卷第十三

祝言 第二十

祝言 第二十

四〇九

哀傷 第二十一

四一五

卷第十四

遊覽 第二十二

遊覽 第二十二

四三一

卷第十五

宿執 第二十三

宿執 第二十三

四四〇

鬪爭 第二十四

四六〇

卷第十六

興言利口 第二十五

興言利口 第二十五

四六六

卷第十七

恠異 第二十六

變化 第二十七

卷第十八

飲食 第二十八

卷第十九

草木 第二十九

卷第二十

魚蟲禽獸 第三十

跋

古今著聞集序

夫著聞集者。字縣亞相。巧語之遺類。江家都督。清談之餘波也。余稟芳橘之種。胤顧璚材之樗質。而琵琶者。賢師之所傳也。儻辨六律六呂之調。圖畫者。愚性之所好也。自養一日一時之心。於戲春鶯之囀。花下。秋雁之叫。月前。暗感幽曲之易和。風流之隨地勢。品物之叶天爲。悉憶彩筆之可寫。絲絃或伴伶客。潛樂治世之雅音。或託畫工。略呈振古之勝槩。蓋居多暇。景以降。閑度徂年之故。據勘此兩端。搜索其庶事。註緝爲三十篇。編次二十卷。名曰古今著聞集。頗雖爲狂簡。聊又兼實錄。不敢窺漢家經史之中。有世風人俗之製矣。只今知日域古今之際。有街談巷說之諺焉。猶愧淺見寡聞之疎越。偏招矣。只今知日域古今之出蝸廬。謬比鳴寶。于時建長六年。應鐘中旬。散木士矣。只今知日域古今之大較而已。

古今著聞集

卷第一

神祇 第一

して神かみとなる。國常立尊くにこたえののみことこれなり。丁ていの如し。その澄すめるはたなびきて天あめとなり、濁にごれるして神かみとなる。國常立尊くにこたえののみことこれなり。中なかに一つのものあり。かたち葦あし牙かばのごとし。即すなはち化けして神かみとなる。國常立尊くにこたえののみことこれなり。それよりこのかた、天神あまつかみ七代地神よむかみ五代なり。彥波瀲ひこなぎさ武鸕鷁たけうがやふき茅葺あはせの御子のみこ、神武天皇じんむてんわうよりぞ、人代ひとのよとはなりにける。この御時おんとき戊子つちのえねの年の九月に、始めて諸もろの神祇じんぎをまつられけり。第十代崇神天皇すじんてんわう六年に、天照大神あまてるおほんがみを笠縫邑かさぬひのむらの九月に、奉まつる。同七年に、天社あまつやしろ國社くにつやしろ、及び諸國諸神もろくにもろやしろの神戶かんばんを定めらる。その後世のちよをさまりふみ云いふたかなり。第十一代垂仁天皇するにんてんわう二十五年三月に、天照大神あまてるおほんがみの御教おんをしへにしたがひて、

二十二社——伊勢、加茂、石清水、松尾、平野、稻荷、春日、大原、野、大神、石上、大和、廣瀨、龍田、住吉、日吉、梅宮、吉田、廣田、祇園、北野、丹生、貴船、
 内侍所——三種の神器の一なる神鏡を奉安せる御殿
 天德——村上

伊勢國五十鈴の川上にいはひ奉りて、第二のひめみこ倭姫命を、齋宮にたてまつられけり。およそ我朝は神國として、大小の神祇、部類、眷屬、權化の道、感應普く通ずるものなり。所謂神功皇后の三韓を平け給ふにも、天神地祇悉くあらはれ給ひけるとぞ。これによりて、かたじけなくも二十二社の尊神を定めて、専ら百王百代の鎮護にそなへ奉る。天子よりはじめて庶人にいたるまで、其冥德を仰がずといふことなし。桓武天皇の御宇、延暦元年五月四日、宇佐の宮御託宣に、無量劫の中に、三界に化生して、方便をめぐらして、衆生を導く、名をば大自在王菩薩といふなりと、仰せられけり。あはれにたふとくこそ侍れ。
 内侍所は、昔は清涼殿に定め置かれまゐらせけるを、おのづから無禮の事もあらば、その恐あるべしとて、溫明殿に遷されにけり。この事いづれの御時のことにか、覺束なし。かの殿清涼殿よりさがりたる、便なしとて、内侍所に定められたる方をば、板敷を高く敷きあげられたりけるとぞ。天德内裏焼亡に、神鏡みづから飛びいで給ひて、南殿の櫻

天皇の年號

小野宮—實
賴

御記—村上
帝の御日記

寛弘—一條
天皇の年號

長久—後朱
雀天皇の年
號

の木にかよらせ給ひたりけるを、小野宮殿ひざまづきて、御目をふさぎて、警蹕を高くとなへて、御袍の袖を廣げてうけまゐらせられければ、即ち飛びかへりて御袖に入らせ給ひたりと、申し傳へて侍り。されどもこの事おほつかなし。其日の御記に云く、
天徳四年九月二十二日申刻。重光朝臣來申云。火氣頗消罷至。溫明殿。求之瓦上有鏡面。其徑八寸。頭雖有一瑕。圓規甚以分明露出。俯破瓦上見之者無不驚。或御記かくのごとし。小野宮殿の事見えす、おほつかなきことなり。寛弘の焼亡には、焼け給ひたりけれども、少しもかけさせ給はざりけり。その時の公卿勅使行成卿なり。宸筆の宣命はこの御時始れり。長久焼亡にぞ、焼け損ぜさせ給ひにける。それよりその焼けさせ給ひたる灰をとりて、唐櫃に入れ奉りて、今おはしますこれなり。世のくだり行く様、神鏡の御さまにて見えたり。神威いつとてもなじかは變り給ふべきなれども、世のくだり行くさまを示し給ふ故に、かくなりゆかせ給ふにこそ。今行末いかならん。悲むべきことなり。

延長—醍醐
天皇の年號

聲—一本に
なし

娑竭羅龍王
—八大龍王
の一

時—一本に
なし

延長八年六月二十九日の夜、貞崇法師勅を承りて、清涼殿に候じて、念佛し侍りけるに、夜やうく更て、東の廂に、大なる人の歩む音聞えけり。貞崇簾をかきあけて見ければ、歩みかへる音して人見えす。その後また小人の歩みくる音す。聲やうく近くなりて、女聲にて「何によりて候ふぞ」ととひければ、貞崇勅を承りて候ふよしを答ふ。小人のいひけるは「先度汝大般若の御讀經つかうまつりしに、驗ありき。初め歩み來りつるものは邪氣なり。かの經によりて、足焼け損じて調伏せられぬ。後の度の金剛般若の御讀經奉仕の時は驗なかりき。この由を奏聞して、大般若の御讀經を勤めよ。我はこれ稻荷の神なり」とて失せ給ひぬ。貞崇この由を奏聞し侍りけり。

三井寺の鎮守新羅明神は、娑竭羅龍王の御子なり。智證大師渡唐の時、大師の佛法を護らんと誓ひ給ひて、かたちを現して、かの寺に跡を垂れ給へるなり。圓滿院僧正明尊、始めて祭禮を行はれける時、明神よろこばせ給ひて、一首の和歌を託宣し給ひける。

からふねに法まもりにとこしかひはありけるものをことにとまりに

慈覺大師—
天台座主、
承和貞觀時
代の人

神宮寺—神
社を護る僧
侶のなる寺
津守—代々
住吉神社の
神主たり
北野宰相—
菅原輔正
道の名譽—
文學につき
ての名聲

慈覺大師如法經書き給ひける時、白髮の老翁杖にたづさはりて、山によぢ上りけるが、
「あなくるし。内裏の守護といひ、この如法經の守護といひ、年はたかくなりて苦う候
ぞ」と宣ひけり。「誰が御渡り候ふぞ」と尋ね申されければ、「住吉の神なり」とぞなの
り給ひける。皇威も法威もめでたかりけるかな。住吉は四所おはします。一御所は高貴
徳王大菩薩なり（乗龍）御詫宣に曰く、

我是兜卒天内高貴徳王菩薩也。爲鎮護國家。垂跡於當朝墨江邊松林下久送風
霜。時有受苦。自當北方有一勝地。願奏達公家。建立一伽藍轉法輪云。
云。

これによりて、神宮寺をば建立せられけるなり。又津守國基申し侍りけるは「南社は
衣通姫なり。玉津嶋明神と申すなり。和歌の浦に玉津嶋の明神と申すは、この衣通姫な
り。昔かの浦の風景を饒に思しめしし故に、跡垂れおはしますなり」とぞ。
北野宰相殿は、天神四世の苗裔なり。圓融院の御侍讀として、道の名譽ゆゑしくおはし

府—大宰府

聖廟—菅原
道真不退の勤—
不退は不退
轉の略にし
て常住不斷
の勤行
秩滿の後—
任期滿ちた
る後

ましけり。天元四年に太宰大貳に任じて、同五年九月に府につきて、安樂寺を巡禮し給ひけるに、堂舎はありといへども、塔婆いまだ見えす。建立の願もとよりありけるによりて、造營を始られけり。聖廟よろこび思し召しける故に、永觀六年六月二十九日の御詫宣にいはく、

大貳朝臣兼式部大輔事。又希有爲家面目。大貳朝臣内外共末孫。又存信心。依發造塔寫經之大願。我深信廻謀。令當任。暫停他事。早遂此願。致合力之人々。現世後生之大願皆成生々世々。因果令熟云々。

寺家別當松壽みづから之を記す。

都督いよく信心を發して、三年が中に多寶塔一基を建て、胎藏界の五佛を安じ、法華經千部を納め奉る。これを東の御堂となづく。禪侶をおきて不退の勤をいたさる。彼の卿在府のあひだ、寺家の佛事神事の儀式、寺務のあるべき次第など、委く記しおかれて三卷の書と名づけて、寶藏に納めて今に傳はれり。秩滿の後、都へ歸り給ひて、長徳二

最前の―最
初の意なる
べし

なりぬる―
一本「なり
ける」

年に參議に任じ、寛弘六年十二月に八十五にてうせ給ふ。その後神とあらはれて、叢祠を廟壇の傍にひらかる。萬壽三年三月に、贈正二位の加階にあづかり給ひけり。

一條院御時、上總守時重といふ人あり。千部の法華經讀誦の願、心中に深かりけれども、身貧くして、僧一人かたらふべきはからひなし。思ひかねて日吉の社に詣で、二心なく祈り申しけるに、神感ありて、計らざるに上總守になりけり。任國の最前の得分をもて、千部の經を始めてけり。その夜の夢に、貴き僧枕に來りて曰く「よきがなく、汝一乗の轉讀企つる事を」とて、感涙を流しておはしましけり。時重「かく仰せられ候は、誰にておはしますぞ」と、尋ね申しければ、貴き僧「われは一乗の守護十禪師なり」と答へさせ給ひて、歌をなん詠じたまひける。

一乗の御法をたもつ人のみぞ三世の佛の師とはなりぬる

時重、かたじけなく尊く覺えて「生死をばいかでかはなれ候ふべき」と申しければ、極樂の道のしるべは身をさらぬ心ひとつのなほきなりけり

